

【改訂の方向性】

地域・職域連携推進協議会の開催等に留まることなく、関係者が連携した具体的な取組の実施にまでつなげていくために必要な事項を整理

1 地域・職域連携の基本的理念の再整理

- 在勤者や在住者などの違いによらず、地域に関係する者への地域保健と職域保健が連携した幅広い取組の促進（地域・職域連携によるポピュレーションアプローチの強化）
【ガイドラインp.5 報告書p.5】
- 多様な関係者がメリットを感じられるような健康に関する取組の推進（健康経営を通じた生産性の向上等） 【ガイドラインp.5, 8 報告書p.5】
- 支援が不十分な層（退職者、被扶養者、小規模事業場）への対応促進 【ガイドラインp.9 報告書p.5】

2 地域・職域連携推進協議会の効果的運営

- 事務局機能の強化による協議会の効果的運営の促進 【ガイドラインp.11～13、23】
- 各関係者の役割期待の明確化による、積極的参画の促進 【ガイドラインp.14～15】
- 他の健康関係の協議会等との連携の在り方の明確化による、更なる効果的な連携の促進
（都道府県健康増進計画に係る協議会、保険者協議会、地域版日本健康会議、地域両立支援推進チーム等）
【ガイドラインp.16, 36～37 報告書p.6～7】

3 具体的な取組実施のために必要な工夫

- 「実行」を重視した、柔軟なPDCAサイクルに基づいた事業展開の促進 【ガイドラインp.16 報告書p.5】
- 地域・職域連携推進に向けた共通理解と現場レベルでの連携促進 【ガイドラインp.23】
- 地域特性に合わせた効果的な事業展開に向けたデータ活用の促進 【ガイドラインp.23～25】
- リソースの相互共有・活用等の促進による効率的・効果的な取組の実施 【ガイドラインp.38】